

春日井市 消防同意等審査基準

春日井市消防本部

【令和7年4月1日施行】

目 次

第 1 章 総則

第 1 はじめに	P. 4
第 2 用語例	P. 4
第 3 運用上の留意事項	P. 5
第 4 基準の適用範囲等	P. 5

第 2 章 消防同意事務

第 1 消防同意審査の原則	P. 7
第 2 消防同意事務における留意事項	P. 8
別紙 1 「防火対象物等事前打ち合わせ記録」	P. 9
別紙 2 「同意審査表」	P. 10

第 3 章 防火対象物

第 1 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い	P. 12
第 1－3 表 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途の判定基準	
(1)項イに掲げる用途に供される防火対象物	P. 28
(1)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	P. 29
(2)項イに掲げる用途に供される防火対象物	P. 30
(3)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	P. 31
(2)項ハに掲げる用途に供される防火対象物	P. 32
(2)項ニに掲げる用途に供される防火対象物	P. 34
(3)項イに掲げる用途に供される防火対象物	P. 35
(3)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	P. 35
(4)項に掲げる用途に供される防火対象物	P. 36
(5)項イに掲げる用途に供される防火対象物	P. 37
(5)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	P. 39
(6)項イ(1)に掲げる用途に供される防火対象物	P. 40
(6)項イ(2)に掲げる用途に供される防火対象物	P. 42
(6)項イ(3)に掲げる用途に供される防火対象物	P. 43
(6)項イ(4)に掲げる用途に供される防火対象物	P. 44

(6)項ロ(1)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 45
(6)項ロ(2)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 45
(6)項ロ(3)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 45
(6)項ロ(4)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 48
(6)項ロ(5)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 49
(6)項ハ(1)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 50
(6)項ハ(2)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 53
(6)項ハ(3)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 54
(6)項ハ(4)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 56
(6)項ハ(5)に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 57
(6)項ニに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 60
(7)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 61
(8)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 63
(9)項イに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 64
(9)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 64
(10)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 65
(11)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 65
(12)項イに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 66
(12)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 66
(13)項イに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 67
(13)項ロに掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 68
(14)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 68
(15)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 69
(16)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 70
(16 の 2) 項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 70
(16 の 3) 項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 71
(17)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 71
(18)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 72
(19)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 72
(20)項に掲げる用途に供される防火対象物	・ ・ ・ ・ ・	P. 73
第 2 収容人員の算定	・ ・ ・ ・ ・	P. 74
第 3 建築物の階及び床面積の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	P. 108
第 4 無窓階の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	P. 135

第4章 消防用設備等の設置単位

第1	消防用設備等の設置単位	．．．．．	P. 162
第2	政令第8条に規定する区画の取扱い	．．．．．	P. 170
第3	政令第9条の取扱い	．．．．．	P. 187
第4	渡り廊下で接続されている場合の取扱い	．．．．．	P. 190
第5	地下連絡通路で接続されている場合の取扱い	．．．．．	P. 201
第6	洞道で接続されている場合の取扱い	．．．．．	P. 207
第7	小規模特定用途複合防火対象物の取扱い	．．．．．	P. 209
第8	内装制限	．．．．．	P. 222
第9	スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の取扱い	．．．．．	P. 223
第10	水噴霧消火設備等の設置に係る取扱い	．．．．．	P. 254
第11	火災のとき著しく煙が充満するおそれがある場所の取扱い	．．．．．	P. 260
第12	避難器具の設置個数の減免の取扱い	．．．．．	P. 273
第13	誘導灯の設置を要しない部分の取扱い	．．．．．	P. 293